○経済産業省環境省告示第七号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第百十三条において準用する同法第九十二条第三項の規定に基づき、同法第百五条に規定する指定再資源化機関から名称変更の届出があったので、同法第百十三条において準用する同法第九十二条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
環境大臣　小沢　鋭仁

一　変更前の指定再資源化機関の名称　財団法人自動車リサイクル促進センター
二　変更後の指定再資源化機関の名称　公益財団法人自動車リサイクル促進センター
三　変更しようとする年月日　平成二十二年四月一日

○経済産業省環境省告示第八号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第百二十条において準用する同法第九十二条第三項の規定に基づき、同法第百十四条に規定する情報管理センターから名称変更の届出があったので、同法第百二十条において準用する同法第九十二条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
環境大臣　小沢　鋭仁

一　変更前の情報管理センターの名称　財団法人自動車リサイクル促進センター
二　変更後の情報管理センターの名称　公益財団法人自動車リサイクル促進センター
三　変更しようとする年月日　平成二十二年四月一日

○国土交通省告示第二百九十五号

昭和四十七年四月建設省告示第八百八十三号は、平成二十二年四月一日をもって廃止するので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十一条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

○国土交通省告示第二百九十六号

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定に基づき、特定地域を次のとおり指定する。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

指定する地域　一　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「県南東部交通圏」、「県北交通圏（茨城県）」

二　道路運送法施行規則第五条の規定に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「砺波市B、南砺市」

三　道路運送法施行規則第五条の規定に基づき中部運輸局長が定める営業区域の「東三河南部交通圏」、「浜松交通圏」、「北勢交通圏」

四　道路運送法施行規則第五条の規定に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「河南交通圏」、「生駒交通圏」、「中部交通圏（奈良県）」

五　道路運送法施行規則第五条の規定に基づき中国運輸局長が定める営業区域の「尾道市」、「倉吉交通圏」

期間　平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○国土交通省告示第二百九十七号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条第一項の規定に基づく開発道路に関する次に掲げる工事は、平成二十二年四月一日をもって廃止するので、同条第五項の規定において準用する同令第二条第二項の規定により告示する。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

道道　北檜山大成線　久遠郡せたな町北檜山区新成国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署五四〇八林班ろ小班から同町大成区太田一二二番一地先まで　改築

道道　名寄遠別線　天塩郡遠別町字正修国有林留萌森林計画区留萌北部森林管理署一〇六一林班は小班から同町字正修国有林留萌森林計画区留萌北部森林管理署一〇七五林班ニ小班まで　改築

道道　美唄富良野線　美唄市道有林空知管理区五二林班五四小班から芦別市幌子国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署四三〇七林班る小班まで　改築

道道　富良野上川線　上川郡美瑛町字ウバクベツ二番四四三から同郡東川町道有林上川南部管理区一〇四林班四二小班まで　改築

道道　北進平取線　勇払郡厚真町字幌内二八八番二から同町字幌内一番三まで　改築

○国土交通省告示第二百九十八号

次に掲げる北海道開発のため特に必要と認める道路を指定する告示は、平成二十二年四月一日をもって廃止する。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

昭和四十四年建設省告示第三千四百三十五号
昭和四十五年建設省告示第千四百三十七号
昭和五十年建設省告示第千二百四十二号
昭和五十二年建設省告示第千五百十一号

○国土交通省告示第二百九十九号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条及び都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、昭和六十二年建設省告示第千二十九号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

昭和六十二年建設省告示第千二十九号の一部を改正する告示

昭和六十二年建設省告示第千二十九号の一部を次のように改正する。

二の1の㈠中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「㈡」を「㈢」に改め、二の1の㈡を二の1の㈢とし、二の1の㈠の次に次のように加える。

㈡　六十五歳以上の者　一人につき一回二百円（プール利用者にあつては、百十円）

二の2の㈠中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「㈡」を「㈢」に改め、二の2の㈡を二の2の㈢とし、二の2の㈠の次に次のように加える。

㈡　六十五歳以上の者　一人につき一回二百円（プール利用者にあつては、百十円）

二の3の㈠中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「㈡」を「㈢」に改め、二の3の㈡を二の3の㈢とし、二の3の㈠の次に次のように加える。

㈡　六十五歳以上の者　一人につき一年間二千円

○国土交通省告示第三百号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条及び都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、昭和六十三年建設省告示第千五百六十一号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

昭和六十三年建設省告示第千五百六十一号の一部を改正する告示

昭和六十三年建設省告示第千五百六十一号の一部を次のように改正する。

二の1の㈠中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「㈡」を「㈢」に改め、二の1の㈡を二の1の㈢とし、二の1の㈠の次に次のように加える。

㈡　六十五歳以上の者　一人につき一回二百円